

労働者派遣事業に係わる情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 労働者派遣法第 23 条第 5 項
及び同法規則第 18 条の 2 第 3 項 の規定に従い、労働者派遣事業に係わる情報をお知らせいたします。

対象期間 2023 年 4 月 1 日から
2024 年 3 月 31 日まで

事業所の名称(許可番号)	あやせ興産有限会社 (派 13-301261)
事業所の所在地	〒124-0001 東京都葛飾区小菅 4-9-3 ラフィネ綾瀬 302

1 派遣労働者の数

派遣労働者の数 (1日平均)	45 (人)
----------------	--------

2 労働者派遣の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数 (事業年度あたりの事業所数)	11 (件)
-----------------------	--------

3 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

労働者派遣に関する料金の平均額(1日8時間あたりの額)	18,596 (円)
派遣労働者の賃金の額の平均額(1日8時間あたりの額)	10,682 (円)
マージン率	42.5 (%)

$$\text{マージン率(\%)} = \frac{\text{派遣労働者に関する料金の額の平均額(1日8時間あたりの額)} - \text{派遣労働者の賃金の額の平均額(1日8時間あたりの額)}}{\text{派遣労働者に関する料金の額の平均額(1日8時間あたりの額)}} \times 100\%$$

※マージンには派遣労働者の社会保険料、有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費なども含まれています。

4 教育訓練に関する事項

教育訓練の内容	対象者	実施主体	実施方法	賃金支給	費用負担
入職時等基礎的訓練	新規採用者	当社	OJT	有	無
職能別訓練・階層別訓練	入社時研修期間 を終了した者	当社	OJT	有	無

5 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

・福利厚生など	： 社会保険、有給休暇、定期健康診断
・各種サポート	： キャリアカウンセリングの実施、資格取得支援制度、提携産業医による診断
キャリアコンサルティング相談窓口	03(3602)7277

6 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

<input type="checkbox"/> 労使協定を締結していない	<input checked="" type="checkbox"/> 労使協定を締結している
協定労働者の範囲	SL ローリー車の運転者
協定書の有効期間終期	2024 年 3 月 31 日